

「令和8年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託」プロポーザルに係る質問事項への回答

令和8年5月13日
新潟県交通政策局空港課

No.	質問	回答
1	<p>仕様書3(1)③内容 試飲は清酒・ジュース以外にも、ビール、ワイン等の試飲は行なっても良いのか。</p>	<p>県産品のビール、ワイン等の試飲の提案も可能です。</p>
2	<p>仕様書3(1)③内容 事業名・目的では「食」の体験、新潟ガストロノミーと位置付けられている一方、③内容アでは「試飲機会の提供」と記載されている点について、試飲（飲料）に加え、食べ物（県産食材を活かした軽食・スイーツ等）の提供を含めることは可能と理解しているが、認識に相違ないか。 可能な場合、提供形態（無料試食／有料試食）について県のご意向はあるか。</p>	<p>試飲に加え、試食の提供を含めて提案可能です。 その際の提供形態（無料試食／有料試食）については、仕様書3(1)⑦「提供価格及び収入」における「試飲」の考え方と同様です。</p>
3	<p>仕様書3(1)③内容 試飲機会の提供等は、新潟ガストロノミーに選出されているものに限定されるか。</p>	<p>試飲品は、新潟ガストロノミーアワードに選出されているものに限定しません。</p>

No.	質問	回答
4	<p>仕様書 3 (1) ③内容 既存飲食店、物販店との連携とあるが、NGとなるメーカーなどはあるのか。</p> <p>空港内にて販売している清酒やジュースのみの試飲だけ行うなど、空港内に関与していないものの試飲体験でも実施を行なっても良いのか。</p>	<p>提案において、提供するメーカー等の制限はありません。また、現在、新潟空港の既存店舗において取扱のない品目の試飲等の提案も可能です。</p>
5	<p>仕様書 3 (1) ③内容 仕様書 3 (1) ④提供方法 キッチンカーとあるが、空港内のイベントスペースにて、飲食の販売を行なっても良いのか。</p>	<p>新潟空港内のイベントスペースにおける、キッチンカーによる試飲・試食販売の提案も可能です。</p>
6	<p>仕様書 3 (1) ⑦提供価格及び収入 実施要領 8 (1) ア (7) ③収支の考え方 有料試飲・食品販売による収入は、</p> <p>① 受託者の事業収入として計上し、お渡しする方式 ② 受託者収入として委託料と独立して扱う方式</p> <p>のいずれと理解すべきか。</p>	<p>収入については、企画の実施内容により様々な計上・取扱形態が想定されるため、①②いずれの提案も可能ですが、プロポーザル実施要領 8 (1) 提出書類にお示ししたとおり、企画提案書において、収入の計上・取扱方法を含め、収入の管理・配分の考え方の説明をお願いします。</p>